

平成 25 年 11 月 27 日

平成 29 年 11 月 29 日

平成 30 年 4 月 23 日

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この選挙管理規程は、定款に規定する代議員選挙及び役員を選任について必要な事項を定める。

(選挙管理委員会の設置)

第 2 条 定款第 10 条の代議員選挙及び第 23 条の役員選任を行うため、選挙管理委員会を置く。

(選挙管理委員会の構成)

第 3 条 選挙管理委員会は、役員以外の正会員 4 名により構成する。

2 委員長は理事会の承認を経て会長が委嘱し、委員は委員長が委嘱する。

3 代議員選挙に立候補した委員は、その資格を失う。この場合、欠員を補充しなければならない。

(規程の変更)

第 4 条 この規程の変更は、選挙管理委員会の審議を経て理事会の議決を得なければならない。

第 2 章 代議員選挙

(選挙区の区割り)

第 5 条 選挙区の区割りは、二次保健医療圏を基準に単独若しくは複数合わせたものとし、理事会で定める。

2 区割りは、二次保健医療圏の変更や会員数の動向などに伴い、必要に応じて見直すものとする。

3 区割りは、ブロックの区割りと共有するものとする。

(正会員の所属)

第 6 条 正会員の所属する選挙区は、勤務地の住所を基準とする。

2 次の正会員は、自宅住所を基準とする。

(1) 自宅会員として登録している者

(2) 就業しているが、自宅会員で登録したまま変更手続きをしていない者

(3) やむを得ない事由を有する者

(定数)

第 7 条 代議員の定数は、選挙区毎に定めるものとし、定款第 10 条 1 項に規定する正会員 80 名の中から 1 名の割合とする。端数が出た場合、40 名以上は切り上げ、39 名以下は切り捨てとする。

2 定数を定めるための正会員数は、公示日の7日前の日を基準とする。

(選出)

第8条 選挙区に配分された定数に対し、当該選挙区に所属する立候補者において選挙を行う。

2 選挙権は、当該選挙区に所属する正会員のみとする。

3 選挙権及び被選挙権を行使できる所属選挙区は、公示された日を基準とする。

(公示等)

第9条 選挙管理委員会は、投票日の60日以前に、選挙期日、選挙すべき代議員の定数及び立候補の受付期間を公示し、立候補を受け付けなければならない。ただし、立候補の締切日は投票日の40日前とする。

2 郵送による立候補の届出は、締切日までの消印があるものを有効とする。

(立候補の届出)

第10条 立候補する正会員は、期日までに所定の様式にて選挙管理委員長へ届け出なければならない。

また落選した際、定款第10条6項における補欠代議員となるか否かの意思表示を同時に行うものとする。

2 自薦・他薦を問わず推薦者3名を必要条件とし、推薦者は、複数の立候補者を推薦できないものとする。

3 自薦による立候補の場合、別記様式1に準じて作成するものとする。

4 他薦による立候補の場合、別記様式2及び本人承諾書としての別記様式3にそれぞれ準じ、推薦者代表が作成するものとする。

(届出受理証の発行)

第11条 選挙管理委員会は、第10条2項による届出に対し、届出受理証を発行しなければならない。その文書は別記様式4に準じて作成するものとする。

(選挙運動)

第12条 選挙管理委員会は、候補者の氏名、意見、補欠代議員の意思表示等を掲載した選挙公報を1回発行しなければならない。

2 候補者は、選挙公報への掲載文を文書で選挙管理委員会に申請しなければならない。

(投開票等)

第13条 投票用紙は複数記号様式とし、事前に送られた用紙を指定期日までに郵送しなければならない。

2 投票期間は、その都度選挙管理委員会が定めるものとし、最終日までの消印があるものを有効とする。

3 開票に際し、立会人2名を置く。立会人は、選挙管理委員長が指名する。

(有効投票数)

第14条 有効投票数は、投票総数の3分の2以上なくてはならない。

2 次の投票は無効とする。

(1) 白票(誰にも投票しない)

(2) 誤った記載をしたもの

(3) 不正な手段を用いて投票したもの

(当選人の確定)

第15条 当選人は、当該選挙区の定数において、得票数の多い者より順次定める。

2 当選人を決めるにあたり得票数が同じであるときは、選挙管理委員会によるくじで定める。

3 立候補者数が定数と一致若しくは欠員となる選挙区の候補者は、無投票当選とする。

(欠員の補充)

第16条 欠員を生じる選挙区は、他選挙区で非当選人となった者を候補者として補充することができる。

2 欠員の補充であっても定数を満たさない場合、無投票当選とする。

3 非当選人の総数が欠員の総数を超えた場合、得票数の多い非当選人より順次補充するものとする。

(補欠代議員)

第17条 第10条7項により、落選した者であって本人の意思表示がある場合、定款第10条2項に規定する選挙を経たものとし、補欠代議員に選任できるものとする。

2 選挙後、代議員に欠員を生じた場合、得票数の多い補欠代議員より順次補充するものとする。その上で更に欠員を生じた場合、総会の議決により補充することができる。

(規程違反)

第18条 この規程に違反があったと選挙管理委員会が判断した場合、その違反者は選挙前にあつては立候補の権利を喪失し、当選後にあつては代議員の権利を喪失する。

2 規程違反により生じた欠員は、前条の規定により補充されるものとする。

(補欠選挙)

第19条 前条までの規程により選出された代議員が定数の5分の4に達しないときは、ただちに補欠選挙を行う。

2 補欠選挙の方法は、前条までの規程を準用するものとする。

第3章 役員選任等

(役員選挙の管理)

第20条 役員の選任において、候補者が定数を超えた場合、選挙を行うものとする。

2 選挙管理については、選挙管理委員会が行うものとし、投開票は役員以外の正会員を2名以上加えて行うものとする。

3 選挙の開催は、理事会運営に支障がないよう、代議員選任後すみやかに行うものとする。

(役員の選出)

第21条 役員は、正会員の中から選出されるものとする。

2 理事の定数は、定款第23条第1号に規定する11名以上18名以内とし、その範囲内で当該選挙におけ

る定数を理事会で定める。候補者が定数を超えた場合、総代議員が定数と同数の投票権を有し、得票数の多い順で定める。しかし、候補者が定数以下の場合、無投票当選とする。

3 会長の定数は、定款23条第1号に規定する1名とし、候補者が定数を超えた場合、総代議員が定数と同数の投票権を有し、得票数の多い順で定める。しかし、候補者が定数以下の場合、無投票当選とする。候補者が3人以上の場合、1回目の得票の上位2名による決選投票で決する。

4 副会長の定数は、定款23条第1号に規定する2名以上3名以内とし、候補者が定数を超えた場合、総代議員が定数と同数の投票権を有し、得票数の多い順で定める。しかし、候補者が定数以下の場合、無投票当選とする。

5 監事の定数は、定款23条第2号に規定する2名とし、監事の候補者が定数2名を超えた場合、総代議員が各2個の投票権を有し、得票数の多い順で定める。しかし、候補者が定数の場合、無投票当選とする。

6 立候補者が定数に満たない時は、理事会が定員内の候補者を推薦する。

7 選挙に出席できない代議員は、別の代議員に表決を委任することができる。この場合、選挙管理委員長に対し、署名押印した委任状を届け出なければならない。委任状がない場合は、投票権を無効とする。

(公示等)

第22条 選挙管理委員会は、投票日の60日以前に、選挙期日、選挙すべき役員の定員数及び立候補の受付期間を公示し、立候補を受け付けなければならない。ただし、立候補の締切日は投票日の40日前とする。

(立候補の届出)

第23条 会長、副会長、理事及び監事の選挙に立候補しようとする正会員は、文書でその旨を選挙管理委員長に届出なければならない。この場合の書式は別記第5号様式に準じて作成するものとする。

2 郵送による立候補の届出は、締切日までの消印があるものを有効とする。

(届出受理証の発行)

第24条 選挙管理委員会は、第23条による届出に対し、届出受理証を発行しなければならない。その文書は別記様式6に準じて作成するものとする。

(立候補に伴う選挙管理委員会の退任と補充)

第25条 選挙管理委員が立候補したときは、委員の資格を失う。この場合は、欠員を補充しなければならない。

(投票方法)

第26条 選挙は全ての代議員により社員総会にて、無記名投票において行われる。投票用紙は、選挙管理委員会指定のものとする。

(開票立会人)

第27条 開票に際し立会人2名をおく。立会人は選挙管理委員長が指名する。

(有効投票)

第28条 有効投票数は、投票総数の3分の2以上なくてはならない。

(無効投票)

第29条 次の投票は無効とする。

- (1) 規定の記号以外を記載したもの。
- (2) 定められた欄以外の場所に記載したもの。
- (3) 第12条に規定する数を超える記載をしたもの。

(規程の変更)

第30条 この規程は、理事会の議決がなければ変更できない。

附 則

1. この規程は、平成25年11月27日から施行する。
2. この規定は一部改定し、平成29年11月29日から施行する。
3. この規定は一部改定し、平成30年4月23日から施行する。